

# 防ごう！高齢者虐待

## 虐待が起らない地域づくりのために

平成十八年四月より「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「高齢者虐待防止法」という)が施行されています。この法律により、それぞれの市町村に高齢者虐待に対応する窓口が置かれ、高齢者及び養護者(家族や介護者)に対して、相談、指導及び助言などの支援を行っています。

### 高齢者虐待の実態

平成二十年八月の厚生労働省の「高齢者虐待防止法に基づく対応状況調査」によると、県内では、平成十九年度に一三四件の高齢者虐待が発生しています。虐待を受けていた高齢者の約八割は女性で、虐待の種類では、身体的虐待が一番多くなっています。

虐待者と被虐待者の関係では、息子が一番多く、次いで夫、娘となっており、わが子による虐待が多いことがわかります。

また、虐待を受けていた高齢者で介護認定を受けていた八十三人の方の要介護度、認知症日常生活自立度をみてみるとその約八割の方が介護の必要があり、約七割の方に何らかの認知症の症状があることが

### 虐待の発生要因

養護者の介護負担からくる心身のストレスが高齢者虐待の主な要因といわれていますが、本当にそれだけなのでしょうか。

高齢者虐待は、虐待者や高齢者の性格や人格、これまでの人間関係、配偶者や家族・親族の無関心、高齢者本人の認知症による言動の混乱、経済的困窮など様々な要因が複雑に絡み合っています。

これらの要因を理解し、改善を図ることが虐待を食い止める手だてとなります。

### 高齢者虐待を防ぐために

高齢者になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくために、私たちが何ができるでしょうか。誰でもいつかは高齢者になります。高齢者虐待は決して他人事ではないのです。高齢者を抱える家庭を孤立させないために地域でできること

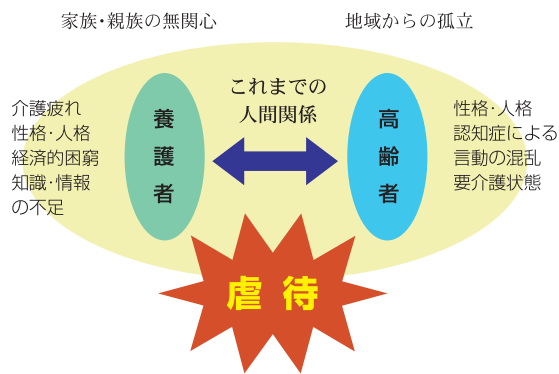
とを共に考え、実践していきましょう。地域の温かい見守り、声かけが高齢者虐待の起こらない地域を築く第一歩となるのです。

### おかしいと感じたら

高齢者虐待防止法では、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、すみやかに通報することが義務づけられています。また、同時に通報を受理した側(職員)にも、通報者や届出者を特定する情報について守秘義務が課せられています。

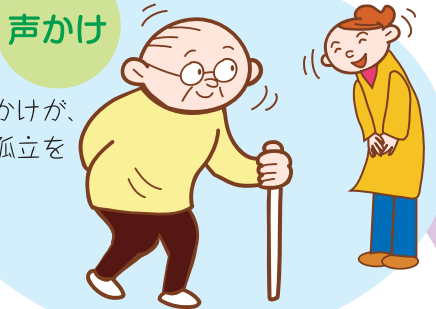
おかしいのではと感じたら、ためらわずに市町村の相談窓口(高齢者福祉担当課や市町村又は市町村から委託を受けた法人が設置している地域包括支援センター(高齢者の生活を支える拠点として設置された総合機関)などに通報してください。

### 高齢者虐待の発生要因



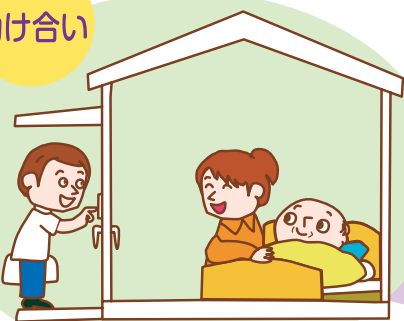
### 声かけ

日常生活での声かけが、高齢者や家族の孤立を防ぎます！



### 助け合い

困っていたら相談を勧めましょう。介護サービスを上手に活用することで家族の負担が軽減されます。



### 見守り

夜になっても電気がつかない。新聞が何日もたまっている。虐待へつながるサインかもしれません。



お問い合わせ【県高齢者福祉介護課】TEL: 098-866-2214 FAX: 098-862-6325

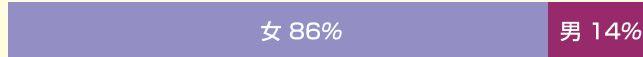
### 県内の状況

(平成19年度 高齢者虐待防止法に基づく対応状況調査より)

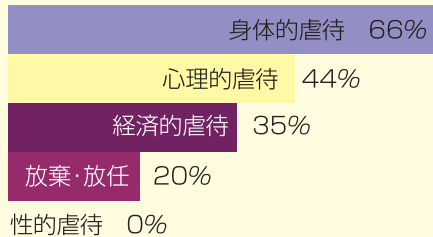


このことから養護者には、認知症への対応や介護負担が重くのしかかっていることがわかります。

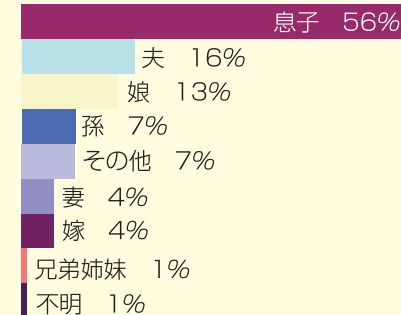
#### 1 被虐待者の性別



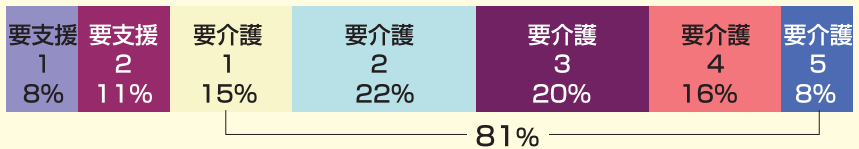
#### 2 虐待の種類(複数回答)



#### 3 虐待者と被虐待者との関係(複数回答)



#### 4 要介護区分(介護保険認定済み者83人の内訳)



要支援: 日常生活上の基本動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、手段的日常生活動作(薬の服薬、電話の利用など)について何らかの支援を要する状態。

要介護: 日常生活上の基本動作についても、自分で行うことが困難であり、何らかの介護を必要とする状態。

#### 5 認知症日常生活自立度(介護保険認定済み者83人の内訳)

